

協働型ボランティア促進事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、協働型ボランティア促進事業交付金（以下「本交付金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本交付金は、地域住民、各種団体等が、県とのパートナーシップに基づいて協定を結び、土木施設の維持管理活動を実施する制度（以下「アダプト制度」という。）を県が支援することを目的として交付する。

(交付金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、協働型ボランティア促進事業実施要領（以下「要領」という。）に基づいて、別表に掲げる事業（以下「交付事業」という。）を行うアダプト団体（要領で定める団体をいう。以下同じ。）に対し、予算の範囲内で本交付金を交付する。

2 本交付金の額は、交付事業に要する経費の額（別表の中欄に掲げる対象箇所ごとに同表の右欄に定める算定方法により定める額とする。）を超えない範囲内で要領第2条第3号に定める所長等（以下「所長等」という。）が決定した額とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本交付金の交付申請は、所長等が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号に掲げる書類は、要領に定める協定書をもってこれに代え、再度の提出を要しないものとし、同条第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本交付金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内（閉庁日は除く。）に行うものとする。

2 本交付金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本交付金の増を伴う変更以外の変更とする。

2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、交付事業の完了又は中止若

しくは廃止の日から 20 日を経過する日

(2) 規則第 17 条第 1 項第 3 号の場合にあつては、補助事業等の完了年月日の属する年度の翌年度の 4 月 20 日

2 規則第 17 条第 1 項の報告書に添付すべき同条第 2 項第 1 号に掲げる書類は、要領に定める様式第 2 号によるものとし、同項第 2 号に掲げる書類は、様式第 1 号によるものとする。

(雑 則)

第 8 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本交付金の交付について必要な事項は、所長等が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 23 日から施行する。
- 2 鳥取県土木施設愛護ボランティア団体委託試行要領（平成 15 年 5 月 15 日鳥取県県土整備部長通知）および地域が育む河川環境保全事業交付金交付要領（平成 15 年 7 月 7 日県土整備部長通知）は、廃止する。

附 則（平成 21 年 3 月 16 日改正）

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 10 月 27 日改正）

この要綱は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 2 月 25 日改正）

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に交付決定が行われた交付金については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 24 年 3 月 6 日改正）

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に交付決定が行われた交付金については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日改正）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日改正）

この要綱は、平成 26 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日改正）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日改正）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 22 日改正）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度事業から適用する。

附 則（令和 3 年 3 月 4 日改正）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度事業から適用する。

附 則（令和 6 年 3 月 5 日改正）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度事業から適用する。

附 則（令和 8 年 3 月 6 日改正）

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、令和 8 年度事業から適用する。

別表（第3条関係）

事業	対象箇所	活動内容	交付金額算定方法	交付金上限
協働型ボランティア促進事業	道路 公園 海岸 港湾	草刈り 清掃 土木施設に異常等があった場合の通報	協定に定められた範囲のうち活動が必要な面積1平方メートル当たり40円	50万円 (千円に満たない端数は切り捨て)
	河川	草刈り 藻刈り 清掃 土木施設に異常等があった場合の通報		
	植栽枿	植栽管理	協定に定められた範囲のうち活動が必要な面積1平方メートル当たり500円	
	高木	防除	協定に定められた範囲にある高木のうち、防除が必要な高木1本当たり500円	
	歩道	除雪	協定に定められた範囲のうち活動が必要となり活動を行った延長1メートル当たり20円	

様式第1号（第4条、第7条関係）

令和 年度協働型ボランティア収支予算（決算）書

収支予算（決算）

（単位：円）

区分	予算額	（決算額）	差引増減	備考
本交付金				

（注1）申請時には、予算額（申請額）のみ記載し、実績報告時には決算額、予算額、差引増減額を記載すること。

なお、備考欄には「@40円/m²× m²= 円」など、交付金の算出根拠を記載すること。

他の交付金等の受給の有無 有 ・ 無

受給内容

支給元団体名	内容	支給額

※別表第3欄に掲げる活動内容と同種同様の活動に対して、本事業以外の事業（市町村等他の団体が行うものも含む。）により資金を受給（予定含む。以下同じ）する場合、交付金、補助金、委託料等の種類を問わず、「有」を丸で囲み、その内容等について表内に記載すること。

※本事業以外の事業で資金を受給する場合は、本事業の交付対象としない場合がある。

申請者

団体名

代表者住所

代表者氏名

様

職 氏名

協働型ボランティア促進事業交付金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書で申請のあった協働型ボランティア促進事業交付金（以下「本交付金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 交付事業の名称

2 交付決定額 金 円

3 交付額の確定

交付金の額の確定は、協働型ボランティア促進事業交付金交付要綱（令和8年3月6日付第202500282524号鳥取県県土整備部長通知。以下「要綱」という。）第6条による実績報告の内容を審査した上で行う。

4 交付規程の遵守等

- （1）当該事業の実施に当たっては、協働型ボランティア促進事業実施要領（令和8年3月6日付第202500287119号）及び要綱の規定に従わなければならない。
- （2）本交付金に関する書類は、交付事業の完了の日が属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。